

ただいまより、緑のかけはしを代表いたしまして、議案第2号ほか、当初予算及び当該予算関連議案について、山崎憲一委員、須田和が総括質疑を行います。理事者の皆様には、限られた時間の中で、今から行う質問に至った背景や想いも受け止めていただき、御答弁をいただくようお願い申し上げます。まず、新型コロナウイルス感染症によって、お亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げ、闘病中の皆様の一刻も早いご回復をお祈りいたします。 それでは、質問を始めます。

## 1. 市立小中学校における性に関する授業・教育について

新年度の主要施策に、情報モラル教育支援員派遣事業があげられました。ネットいじめ防止のために、SNS利用を始めとする、情報モラルの向上を図る、児童生徒によるスマホルールをつくる、というゴールに向けて、専門的知識を持つ支援員による出前授業を実施するというものです。若い世代の支援員であることに大いに期待しています。

そして、この3年の間に、いじめ、体罰を根絶する、という強い意志で取り組んでこられた市教育委員会や学校現場には敬意を表しますが、いじめ、体罰だけではない、あってはならないことが起きている現状に関連した取り組みを促進していただきたいという観点で質問させていただきます。

市職員が勤務時間外に、複数の場所で複数の女子児童にわいせつ行為をして逮捕されたことから、私は2010年（平成22年）、一般質問で問いました。性暴力被害者となった子どもたちをケアし、保護者の苦しみにも寄り添い、被害者となりうる子どもを守るために、全庁的な取り組みが必要ではないかと。当時の健康福祉局長が「すみやかに適切な支援が受けられる専門機関につなぐことは重要である」と答弁の中で示されました。

そののち、専門機関「性暴力被害者支援センター・ひょうご」という民間団体が、2014年（平成26年）、活動拠点を尼崎市内に移し、専門性を持ったメンバーが、電話相談、メール相談、被害者の面談・病院等への付き添いなどを行っておられます。

昨年、2020年6月に「学校で性暴力被害がおこったら」という危機対応の手引きもここが発行されました。作成のきっかけは、「加害者・被害者とも同じ学校の生徒、どうしたらよいのか、という切迫した、教師からの相談だった」と、執筆者代表の産婦人科医 田口奈緒先生が巻頭で述べておられます。

私の問題意識は、SNSで、相手が望まない画像や人権侵害にもつながるテキスト、画像データがやりとりされている現状、性暴力、わいせつ行為による被害者が後を絶たないことについて、性教育が、再発防止という視点も入れた人権教育であるという観点では取り組まれてこなかったからではないかということです。

学校で教えられているのは「男女の体の違い」や「妊娠後の体の変化」など。水着

で隠れる体の部位、いわゆる「プライベートゾーン」を他人に見せないこと、また、カップルの間で起こる暴力・デートDVの危険性、SNSで性犯罪の加害者と出会うことのリスクなどが家庭や学校でも教えられてきました。

1998年（平成10年）に、中学1年の保健体育で「体が成熟し、妊娠・出産ができること」を教える授業が導入された時、「この年齢で性行為は教えるべきではない」とされました。つまり妊娠と出産は教えても、避妊や性行為については触れないことが、導入日本の性教育であるということです。

また、20年以上前、都立養護学校での性教育授業に対して、都議会の一部の議員、一部のマスコミなどによって、学校や教諭に対する激しいバッシングが行われました。それは国政にも波及し、以後、法定の結婚年齢に達するのが目前である年齢の生徒たちに対しても、性行為や避妊などは教えてこられなかったのです。「昔のように、自然と知るものだ、教える必要はない」として。

現在、児童生徒が利用するスマホから、情報があふれだしている時代となり、インターネット情報にアクセスして得たもの、特に性に関することがらには、真実かどうか判断できない、情報発信元が信頼できない、また情報の根拠となる実証もないものが、非常に多いという状況です。

お尋ねします

- ① 性教育について、尼崎市独自の指針はつくっておられますか。

その指針は、学校内の性暴力等の再発防止の観点からも、児童生徒を被害者にも加害者にもさせない、互いの人権を守るためであるという大前提が入っているのでしょうか。

教育次長

教育委員会としては、性教育に関する指針に類するものは作成しておりませんが、学校における性教育につきましては、保険の授業のみならず、道徳、特別活動、総合的な学習等、学校教育活動全体を通じて取り組むことが重要であると認識しており、児童生徒の発達段階に応じた指導を行っております。

また、集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の抱える問題に応じ個別に指導する内容との区別を明確にして指導すること、家庭や地域との連携を図り保護者や地域の理解を十分に得ることなどに留意することも重要であると考えております。

今後も継続して、保健や道徳、特別活動、総合的な学習等、学校教育活動における教科等横断的な指導内容の体系化を図り、子ども達が健康と命の大切さを主体的に考えることができる態度を育成して参ります。

- ② 先ほど述べました「学校で性暴力被害がおこったら」という危機対応の手引きは、各校に配布されていますか。配布されているなら、誰に渡っていますか。この手引

きを用いた研修等を行われましたか。

この手引きについて、市教委はどのように評価されていますか。

#### 教育次長

「学校で性暴力被害がおこったら」につきましては、各学年ともに、校長、教頭、養護教諭、生徒指導担当者、各学年でそれぞれ1冊ずつ、そして、特別支援学級担任に配布しております。

また、本手引書の配布に際しては、小中学校の公聴会、教頭会において、「性暴力被害者支援センター・ひょうご」の担当者による研修を実施するとともに、教育委員会においても中学校生徒指導研究協議会において、本手引書を用いた研修を実施しております。

各学校においては、性暴力にかかわる事案が発生した場合、学校全体が動揺することが考えられるとともに、特に同じ学校に被害・加害児童生徒が在籍している場合は、よりセンシティブな対応が求められます。一方で、児童生徒の心身の健康を守り、学習権を保障し、二次被害を防ぐのは学校の責務であり、教職員には、性暴力が発生した際、迅速かつ適切に対応することも求められます。

そうしたことから、この手引きを各学校において常備するとともに、研修等において教職員間での共有を進め、危機管理体制の強化につなげることが重要であると考えております。

- ③ 「性暴力被害者支援センター・ひょうご」についての情報提供は、各校に行き渡っていますか。

#### 教育次長

「性暴力被害者支援センター・ひょうご」に係る情報提供につきましては、小学校及び中学校の生徒指導研究協議会を通して各校に、教育委員会からリーフレットを配布し、案内しているところでございます。

- ④ 子どもたちの身体や人権を護るためにも、SNSによる性的いやがらせ行為を児童生徒どうしが行うことの防止、未知の人と安易に出会い、騙され、性犯罪の被害者とならない、予期せぬ妊娠をしない、させない、などの授業が、遅くとも中学生では必要だと思いますが、現状はいかがですか。

#### 教育次長

近年、児童生徒がスマートフォン等を所持する割合が増加しており、その扱い次第では、性被害も含めて様々なトラブルが発生する危険性もあります。そのため市立小中学校、市立高校ではかねてより通信事業者や警察等の外部機関と連携した、スマートフォン等の利用に関する情報モラル教育を実施しております。

そして本年度からは、議員ご指摘の「情報モラル教育支援員派遣事業」を市立小学校において実施しており、講師から児童への問題提起をもとに、児童たちはSNSの危険性を話し合い、児童自らスマートフォン等の使用についてのルール作りを通じて、被害側にも加害側にもならないよう取り組みを進めているところです。

次年度につきましては、本事業を中学校に拡充することを予定しており、中学生の SNS の利用実態に即した内容に工夫する中、SNS を介した性的な嫌がらせなども含めた通信機器の正しい使い方についての教育をより一層充実させてまいります。

- ⑤ 性教育に関して、外部講師を招いての児童生徒への授業は、啓発に重きを置いたものでは十分ではないと、私は思っておりますが、現在各校でどのような授業が行われていますか。

#### 教育次長

小中学校における性教育の指摘につきましては、教育課程として、学習指導要領に基づき実施しております。

性教育として必要とされている指導内容には、体の清潔・男女の体の違い・生命の誕生・体の成長と二次性徴・心の成長・生命の連続性・情報の選択・性被害の防止・性感染症についてなどがあります。

これらについては主に保健体育の授業で学びますが、例えば、生命尊重にかかわるものや家族愛については、道徳の中に繰り返し出てきます。また、性感染症については特別活動の中で、家族の中での役割に就いては、生活科、家庭科を中心に学ぶことができます。

このように児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動がとれるようにすることを目的に学校教育全体を通じて指導しております。

- ⑥ 性教育に関しての教職員研修についても、同様に、啓発に重きを置いたものでは十分ではないと私は思っておりますが、どのような研修をされていますか。課題があるとすればどのように認識をされていますか。

#### 教育次長

性教育に関する教職員研修につきましては、今年度の 2 月に、危機対応の手引きを執筆された、兵庫県立尼崎総合医療センターの田口奈緒先生を招いて、「学校で性暴力被害がおこったら」というテーマで、研修を実施したところでございます。

教育委員会といたしましては、引き続き関係する機関と連携しながら、性的被害から子どもをまもれるよう教職員の研修を充実して参ります。

- ⑦ 性暴力やわいせつ行為の事案、また SNS 上で、人権を侵害する不適切な画像のやりとりなどの事案が、児童生徒間で起こったというような、学校での事案、事件の実態について、教育委員会は把握できていますか。

#### 教育次長

学校において児童生徒間による性暴力を始めとした児童生徒の人権を侵害する行為が起こった場合、たとえそれが SNS 状のものであったとしても、学校から教育

委員会への報告により、事案を把握しております。

こういった事案に対しては、学校と教育委員会が連携して実態把握に努め、警察や性暴力被害者支援センター等の関係機関とも連携を図りながら、児童生徒に寄り添った対応をすすめていく体制が整ってきております。

今後も、事案について丁寧かつ迅速な対応を行い、未然防止に向けても学校と関係機関と教育委員会が連携して児童生徒のための取り組みを進めてまいります。

- ⑧ かつて、いじめは「からかい、ふざけただけ」、体罰は「指導の一環、愛のムチ」と見過ごされていましたが、学校でのいじめ、体罰に起因して、尊い命が失われることが相次ぎ、文部科学省も「体罰の定義」「いじめの定義」を定めました。

児童生徒間の事案において、被害をうける、加害行為をする、という両者について、被害、加害の定義はなされていますか。

#### 教育次長

性暴力とは、性を手段にした暴力のことであり、「本人の意に反した性的な言動」と定義されます。「意に反する」というのは、被害者が「嫌だ」と言った時だけではなく、嫌だけど断れない、逃げられない、応じざるを得ないといった状況も性暴力だと認識しております。

また、性暴力の被害者は女性だけでなく、男性にも存在し、加害者の性別も被害者の異性とは限りません。

性暴力は性を手段にした支配や攻撃ととらえることができると考えております。

これら性暴力についての定義につきましては、先に述べさせていただいた「学校で性暴力被害がおこったら」にも明記し研修等において、共通認識に努めているところです。

- ⑨ 児童生徒のプライバシー保護はもちろん重要なことです。その児童生徒の心身の回復や再発防止のために、校長は、教育委員会にすみやかに連絡し、連携して専門機関などと共に取り組むことはできていますか。

#### 教育次長

先にご答弁申し上げたように、学校現場で性暴力を始めとする重大な問題行動等が発生した場合、学校は速やかに教育委員会へ報告することになっております。

その上で、教育委員会と学校・関係機関との連携を密にしながら、チームとして対応し、被害児童生徒とその保護者に寄り添い、心身の回復と再発防止に向けた取組を迅速かつ丁寧に行うよう努めております。

教育委員会といたしましては、事案の未然防止や早期発見と対応、再発防止に向け、今後も積極的に学校や関係機関と連携した取組を行ってまいります。

- ⑩ その専門機関として、「性暴力被害者支援センター・ひょうご」、児童相談所、いくしあ、そして、これから設置される「子どものための権利擁護委員会」という非常に強力な有効な機関が尼崎にはそろっているのですが、児童生徒への性暴力、性犯罪に対して、市教育委員会は官民間わず連携をしていかれるでしょうか。

教育次長

議員ご指摘のように性暴力・性犯罪への対応は、教育委員会と学校だけでは十分な被害者支援や加害側への指導が十分できるわけではございません。

そのため、これまでも「性暴力被害者支援センター・ひょうご」や、警察などとの連携を図って参りましたが、今後は、これから設置される「子どものための権利擁護委員会」とも連携をしながら、よりスムーズな支援や指導に努めてまいります。

- ⑪ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる教職員への研修をされるのであれば、新年度は「性暴力被害者支援センター・ひょうご」と連携した上で、「人権」を根幹にすえた、啓発ではなくワークショップの研修を行う必要があると考えますが、ご見解をお示しください。

教育次長

これまで、「性暴力被害者支援センター・ひょうご」の、「学校で性暴力被害がおこったら」という「危機対応の手引き」作成に関わるとともに、滑降に配布し、研修での活用や取り組みの参考にしております。

今後は、学校の性に係る課題への対応力向上のため、「人権」を根幹に据えた上で、学校の教職員及びスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、専門機関等が連携し、ワークショップ型の研修も含めた、有効・適切な研修等に取り組んでいきたいと考えております。

昨年 2020 年 6 月、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を示しました。

文部科学省も「子供が性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、教育・啓発内容の充実、相談を受けられる体制の強化、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分、社会全体への啓発について、今後取組を強化する。」と通知をだしております。

「性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと。」

「加害者の 7～8 割が顔見知りであるとの調査結果もあり、特に子供は、親、祖母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けることや、このような相手からの被害や、

継続的な性被害を受けている最中である場合には、被害を他人には言えない状況があること。」

「令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間とする」などが明記されています。

この方針の柱の一つである「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」においては、

「性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である」。

そして、「子供を性暴力の当事者にしないための、生命（いのち）の安全教育の推進」として、

「教育現場に過重な負担がかからないよう、地方公共団体、教育委員会、学校、家庭、地域の専門家等、多様な主体が連携・協力して取組を進めることが重要である」との指摘も記されています。

お尋ねします。

⑫ 国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を受け、教育委員会では、いままでの方針の変更や新たな取り組みなどをお考えになったのでしょうか。

教育次長

性犯罪・性暴力対策の一環として、情報モラル教育支援員派遣事業の拡充や教職員を対象とした研修の実施、全小中学校で実施している「こころの教育推進事業」における人権教育のさらなる充実に向けた検討をしているところでございます。

また、子どものための権利擁護委員会や関係機関など、様々な取組を進められるよう努めてまいります。

今後、すべての小中学校における学校教育活動全体を通して、互いの人権を守ること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重すること、一人ひとりが大切な存在であること等について考える機会のより一層の充実とメッセージの発信を図って参ります。

<須田コメント；現場、つまり先生方や校長が、過去にあったような、他者からのバッシングやクレームなどを案じるあまり、指針どおりに行動できないのではないかと、危惧している>

## 2 市立学校の制服について

防犯と防寒、機能性、LGBTQ 配慮、費用を抑える、などさまざまな利点、観点から、市立中学の制服に女子生徒もスラックスが選択できるようにという提案は、議会でも行われてきました。

新年度から、中学 1 校でそれが実現するとのこと。生徒の声をくみ取った結果であると私は評価しています。

平成 14 年、2002 年のことですが、私の娘が、三田市の中学に入学する時に初めて、その学校では女子のスラックスが注文・着用できるようになりました。小学校まで私生活もほとんどがズボンだったし、気にせず動けるからというそれだけの理由です。市内全 8 校のうち、2 番目、つまり 2 校がスラックスを選択できたのです。

それから 19 年、三田市では 7 校がスラックスを選択できるようになっている、1 校は、選択制にはならずとのこと。

お尋ねします。

- ① 制服に関しては、学校に裁量があるのですか。教育委員会は関与しないのですか。

教育次長

各学校の制服の仕様や着用基準については、学校に裁量があり、仕様については、教員や保護者、生徒などもかかわる中で決定しております。また、各学校において必要に応じ、その見直しを図っているところでございます。

教育委員会といたしましては、女子生徒のスラックスの導入は時代や社会の動向に沿った流れであると考えており、各学校における制服の見直しのタイミングですら珍珠の導入が進むように、促してまいります。

- ② 大庄北中が導入するならば、他の中学校もいっせいにできなかったのでしょうか。また、制服のある一部の小学校、そして市立高校では、こういう検討はされていないのでしょうか。

教育次長

各学校の制服の仕様は、例えば、ブレザー、セーラー服、ジャンパースカート等、様々であります。

その中では、来年度から選択制とする大庄北中学校においては、制服の仕様がブレザーということで、比較的導入がしやすかったと聞いております。

また、先日の代表質疑後に、大庄北中学校のほか、新たに 4 校が 4 月から導入するということになり、スラックスの導入が比較的しやすかったものと思われれます。

その他の学校につきましては、セーラー服やジャンパースカートの仕様になっている学校もあり、そうした学校においては検討すべき事項も多く、このため、市内一斉の導入は難しい状況でございます。

また、標準服のある小学校でも、このような検討はなされており、今後、各学校が導入の時期については決定してまいります。

高校においては、既に女子生徒がスラックスを購入できる学校が 1 校あります。

#### ~~＜コメント＞~~

~~他市の制服販売店で聞いたことですが、~~

~~上着の打ち合わせ、ボタンをどちらにつけるかも、同じにしたという制服をつくっている、~~

~~LGBTQ 配慮の観点から採寸を別室で、対応していることも＞~~

### 3. 東日本大震災被災地支援のカウンターパート気仙沼市への職員派遣について

東日本大震災から 10 年が過ぎました。被災支援のカウンターパート、気仙沼市へも多くの尼崎市職員が派遣され、復旧、復興に力を尽くしてこられました。

先遣隊から始まり、1 週間単位での保健師さん、一般職員のみなさん、そして、長期派遣職員としては土木職等の方々が働いてくださっています。改めて心から感謝申し上げます。現在も土木職のお二人が、3 月末までの予定で、気仙沼市建設部の都市計画課 土地区画整理室とガス水道部 施設整備課に派遣され、働いてくださっています。

お尋ねします

#### ① 1 年単位での長期派遣は、新年度も継続されますか。

総務局長

令和 3 年度も、派遣を継続する予定でございます。

職員 1 名でございます。